【契約書別紙】

居宅介護支援サービス（重要事項説明書）

（令和７年　　３月　　１日現在）

１．当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担当介護支援専門員

氏　名　　松　本　あ　す　か

電話番号　　　（０５２）－７３９－３０１１

２．事業所名の概要

（１）居宅介護支援事業の名称など

事業所名	しだみの里居宅介護支援事業所
所在地	愛知県名古屋市守山区大字上志段味字東谷２０７４番地の３
介護保険指定番号	愛知県　２３７１３０４６５６

（２）サービスを提供する地域名

愛知県名古屋市守山区、北区、東区、春日井市、瀬戸市、尾張旭市

（以上、通常の事業の実施区域）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

（３）事業所の職員体制

	資　格	常　勤	非常勤	業　務　内　容	計
管　理　者	主任介護支援専門員	１	０	マネージメント業務の統括・代表	１
介護支援専門員	介護支援専門員	１	０	マネージメント業務の企画・実施	１

管理者は介護支援専門員業務を兼務する

（４）営業時間

月曜～金曜	午前８時３０分～午後５時３０分

（５)休 業 日　　　土曜日・日曜日　　　１２月２９日～1月３日

３．居宅介護支援のサービスの主な内容

（１）課題分析　－　訪問して面接を行い、解決すべき課題を把握します。

（２）情報提供　－　サービス内容やサービス事業者に関する情報を提供します。

（３）居宅サービス計画　－　いろいろなサービスを受ける為の計画を作成します。

（４）連絡調整　－　サービスの予約などの連絡調整を行います。

（５）相談・助言　－　介護に関するいろいろな相談をお受けし、必要に応じたアドバイスを行います。

（６）その他　－　要介護認定申請の代行などを行います。

４．利用料金

（１）居宅介護支援事業の利用料

・居宅介護支援事業料は介護サービスの提供開始以降１ヶ月あたり、下記の通りです。ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に払われない場合があります。
その場合は一旦１ヶ月あたりの料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。その後、サービス提供証明書を市区町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しをうけることができます。

取扱い件数区分＼要介護度区分	要介護１・２	要介護３～５
介護支援専門員１人に当りの取扱件数が 45 未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ） （単位数　1,086） 12,000 円	居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ） （単位数　1,411） 15,591 円
〃　45 以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ） （単位数　544） 6,011 円	居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ） （単位数　704） 7,779 円
〃　60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ） （単位数　326） 3,602 円	居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ） （単位数　422） 4,663 円
一定の ICT 等を活用又は事務職員の配置を行っている		
介護支援専門員１人に当りの取扱件数が 50 未満の場合	居宅介護支援費Ⅱ（ⅰ） （単位数　1,086） 12,000 円	居宅介護支援費Ⅱ（ⅰ） （単位数　1,411） 15,591 円
〃　50 以上の場合において、50 以上 60 人未満の部分	居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ） （単位数　544） 6,011 円	居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ） （単位数　704） 7,779 円
〃　60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ） （単位数　326） 3,602 円	居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ） （単位数　422） 4,663 円

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50／100 となります。また２ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,210 円を減額することとなります。
※ 居宅介護支援費については 45 件 (50 件) 以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45 件 50（件）目以上になった場合に居宅介護支援費ⅱ又はⅲを算定します。
※ 業務継続計画が策定されていない場合は所定単位数の 1／100 に相当する単位数を減算することとなります。
※ 高齢者虐待防止措置が未実施の場合は所定単位数の 1／100 に相当する単位数を減算することとなります。
※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物のひと月あたりの利用者 20 人以上に居宅介護支援を行う場合は所定単位数の 95％の算定となります。

	加　　算	加算額	算　定　回　数　等
要介護度による区分なし	初　回　加　算 （単位数　３００）	3,315 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が２区分以上変更になり居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算（Ⅰ） （単位数　２５０）	2,762 円/月	介護支援専門員が入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 （提供方法は問わない） ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む。

	入院時情報連携加算（Ⅱ） （単位数　200）	2,210円/月	介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 （提供方法は問わない） ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合はその翌日を含む。
	退院・退所加算 （単位数　連携１回 450 連携２回 600）	4,972円/回 6,630円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中１回を限度）
	退院・退所加算 （単位数　連携１回 600 連携２回 750 連携３回 900）	6,630円/回 8,287円/回 9,945円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受け、加えてカンファレンスに参加し、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中１回を限度）
	通院時情報連携加算 （単位数　50）	５５２円	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際、介護支援専門員が同席し、必要な情報の提供等を行った場合 （利用者一人につき１月に１回を限度）
	緊急時等居宅カンファレンス加算 （単位数　200）	2,210円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 （一月に２回を限度）
	特定事業所加算（Ⅰ） （単位数　519）	5,734円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 （一月につき）
	特定事業所加算（Ⅱ） （単位数　421）	4,652円	
	特定事業所加算（Ⅲ） （単位数　323）	3,569円	
	特定事業所加算（A） （単位数　114）	1,259円	
	特定事業所医療介護連携加算 （単位数　125）	1,381円	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間位においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定していること。
	ターミナルケアマネジメント加算 （単位数　400）	4,420円	在宅で死亡した終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に２日以上在宅を訪問して支援を実施し、利用者の情報を主治の医師等及び居宅サービス事業者へ提供した場合

（２）交通費

前記２の（２）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方で、片道１０km未満の地域にお住まいの方は５００円、片道１０km以上の方は１０００円介護支援専門が訪問するための交通費の実費が必要です。

（３）解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

５．サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の職員がお伺いいたします。重要事項の説明を受けて確認していただいてから、契約を締結し、サービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①利用者やご家族のご都合でサービスを終了する場合。

文書でお申し出下されればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の居宅介護支援事業者を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

ア　利用者が介護保険施設に入所した場合。

イ　介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定の区分が、非該当（自立）もしくは要支援と認定された場合。

ウ　利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

利用者やご家族などが当事業所に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

６．当事業所の居宅介護支援事業の特徴等

（１）運営の方針

①基本理念

・事業所の介護支援専門員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

・事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。

・事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

・事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を務める。

②サービスの質の向上のための方策

・最低月に１回にサービスの質の自己評価を行い、点検をする。

・職員研修を年に１回以上を継続して行い、職員の資質維持・向上に努める。

・利用者の生活の質の維持・向上を目指し、利用者の立場に立った視点でサービスの質の確保を図る。

・利用者の声（意見や苦情）を積極的に取り入れ、改善に向け取り組む。

③居宅介護サービスの質の向上のための方策

・総合的、効率的なサービスが提供されるよう、サービス事業者と密接な連携

を図り、サービスの利用調整を迅速に行う。
・チームケアを推進し、ケアマネージメント勉強会や居宅介護支援事業者連絡協議会等に積極的に参加し質の向上に努める。

（２）居宅介護支援の実施概要等

①課題分析の方法

愛介連版アセスメントシートを使用し利用者の機能面（日常生活動作、心身状態など）、健康面（健康状態疾患、　栄養状態など）、介護の状況、住居の環境などさまざまな面から検討し、その原因と課題を明らかにしていきます。

②居宅介護サービス計画の内容及び方法

国基準的な様式で計画書を作成します。

・居宅サービス計画書（１）－　利用者や家族の希望や総合的な援助の方針を作成します。
・居宅サービス計画書（２）－　解決すべき課題、目標、サービス内容や頻度など作成します。
・週間サービス計画表　　　－　　１週間の予定表を作成します。
・サービス担当者会議の要点　－　サービスを行う担当者との打ち合わせ内容の記録を作成します。
・居宅介護支援経過　－　居宅介護支援を行った内容の記録を作成します。
・サービス利用票　－　利用者に毎月のサービス内容がわかる用紙を作成しお渡しします。
・サービス利用票別表　－　区分支給限度管理や利用者負担の計算書を作成しお渡しします。
・サービス提供票　－　サービス事業者にサービスを行う内容を記載した提供票を渡します。

（３）サービス利用のために

介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。

７．居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

（１）利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の紹介を求めることや､居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なくお申し出下さい。

（２）居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させて頂きます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者へお知らせ下さい。

（３）病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をとる必要がありますので、病院棟には担当する介護支援専門員の名前や連絡先をお伝え下さい。

（４）当事業所ケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙①のとおりです。

８．虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。

（２）苦情処理体制の設備をします。

（３）事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報するものとします。

９．サービス内容に関する苦情

①当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談･苦情および居宅サービス計画に基づいている各サービスについてのご相談・要望・苦情を承ります。

☆サービス相談窓口
電話番号：（０５２）７３９－３０１１　　担当：　松本　あすか
（受付時間　月曜日～金曜日　　午前９時００分～午後５時００分）

市町村等の相談・苦情窓口一覧

・名古屋市守山区役所　保健福祉センター福祉部福祉課
受付時間:午前８時４５分～午後５時１５分
電話　（０５２）７９６－４６０５

・名古屋市北区役所　保健福祉センター福祉部福祉課
受付時間:午前８時４５分～午後５時１５分
電話　（０５２）９１７－６５２２

・名古屋市東区役所　保健福祉センター福祉部福祉課
受付時間:午前８時４５分～午後５時１５分
電話　（０５２）９３４－１１９３

・春日井市役所　健康福祉部　地域福祉課　受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分
電話　（０５６８）８５－６１８４

・瀬戸市役所　健康福祉部　高齢福祉課　受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分
電話　（０５６１）８８－２６２１

・愛知県国民健康保険団体連合会　苦情相談窓口
受付時間：午前９時～午後５時
電話　（０５２）９７１－４１６５

・名古屋市健康福祉局介護保険課指導係　受付時間：午前８時４５分～午後５時１５分
電話　（０５２）９５９－３０８７

１０．当事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　　愛生福祉会
代表者職・氏名	理事長　　増　井　香　織
法人事務局所在地	愛知県名古屋市北区鳩岡町１丁目７番２０
定款の目的に定めた事業	１．　介護老人福祉施設事業　８箇所
	２．　地域密着型介護老人福祉施設　２箇所
	３．　軽費老人ホーム　１箇所
	４．　軽費老人ホームケアハウス　１箇所
	５．　短期入所生活介護事業　１０箇所
	６．　高齢者自立支援短期宿泊事業　１箇所
	７．　通所介護事業　８箇所
	８．　認知症対応型共同生活介護事業　３箇所
	９．　訪問介護事業　４箇所
	１０．訪問入浴介護事業　１箇所
	１１．居宅介護支援事業　４箇所
	１２．配食サービス事業所　１箇所
	１３．生活援助員派遣事業　１箇所
	１４．事業所内託児所　３箇所
	１５．養護老人ホーム　１箇所
	１６．サービス付き高齢者住宅　１箇所
	１７．介護員養成研修事業　１箇所
	１８．調剤薬局　１箇所
	１９．診療所　１箇所
	２０．訪問看護　１箇所

利用者の個人情報の利用目的の通知および
第三者に対する提供に関する同意書

しだみの里居宅介護支援事業所は、利用者からご提供いただいた利用者本人および家族に関する個人情報を、下記の目的以外に利用しないことをお知らせいたします。

【利用者の個人情報の利用目的】

・利用者への介護サービス提供
・介護保険事務
・利用者のために行う管理運営業務（サービス内容の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上）
・当事業所の為に行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料の作成、職員の教育のために行う事例研究など）

なお、下記の利用目的のためには、利用者および家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

【利用者の個人情報を第三者へ提供する場合】

・他の介護事業者との連携（サービス担当者会議など）、連絡調整等が必要な場合
・家族への心身状態や生活状況の説明
・損害賠償保険などの請求に係る保険会社への相談または届出等

☆ご利用者に関する問い合わせなどの対応の方法
下記のうち希望する対応の「　□　」にレ印を付けてください。

【１】 問い合わせ者について

＜不可＞　□　誰からの問い合わせに対しても答えてほしくない
＜一部可＞　次の人からの問い合わせについては答えてよい
□ 配偶者　□ 兄弟　□ 子　□ 孫　□その他の親戚　□ 友人

※その他お答えをご希望しない方がございましたらお名前をご記入下さい
（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

＜可＞　□　全ての問い合わせに答えてよい

【２】【１】問い合わせ者についてで「可」及び「一部可」の場合、どのような問い合わせに答えてよいですか？

＜一部可＞　□　サービスのご利用の事実
＜一部可＞　□　ご利用者の様子（元気かどうかという程度）
＜可＞　□　上記すべてにおいて答えてよい

【３】 しだみの里広報誌及びパンフレットでのお名前と写真、記事の掲載について

＜不可＞　□　全ての広報誌及びパンフレットに掲載してほしくない
＜要確認＞　□　発行の都度、掲載の可否について問い合わせてほしい
次の個人情報については掲載してもよい
＜一部可＞　□お名前　□お写真　□ご利用者に関する記事
＜可＞　□　上記すべてにおいて掲載してもよい

【４】 愛生福祉会ホームページでの写真の掲載について

＜不可＞　□　掲載してほしくない
＜要確認＞　□　掲載の可否について問い合わせてほしい
＜可＞　□　写真については掲載してもよい

別紙①

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

①　前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護　　　　　　　１９％
通所介護　　　　　　　３７％
地域密着型通所介護　　　８％
福祉用具貸与　　　　　５１％

②　前６か月間にア作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護　天使の輪　４１％	ヘルパーステーションあい　１４％	つくもヘルパー　１４％
通所介護	ユートピア第２つくも　２５％	デイサービス望　１４％	デイサービスセンターつくも　１１％
地域密着型通所介護	デイサービスのびのびオオツカ　６８％	あいおふろとリハビリデイサービス　３３％	
福祉用具貸与	（株）TORI　５２％	エイドサービス株式会社　１６％	Up Life　１６％

判定期間　令和６年度後期（９月１日から２月末日）

令和　　７年　　４月　 ６日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて【契約書別紙】重要事項の説明をしました。

事業者
所在地　　愛知県名古屋市守山区大字上志段味字東谷2074番地の3
名　称　　しだみの里居宅介護支援事業所
（介護保険指定番号，愛知県2371304656）
代表者名　　松　本　あ　す　か　　印

説明者　　所属　　介護支援専門員

氏名　　松　本　あ　す　か　　印

　私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての【契約書別紙】重要事項の説明を受け、承諾しました。

（利用者）　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

代筆者　　　　　　　　　　　　印

（利用者保証人）住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

（利用者との関係）